

# 清田区アダプト・プログラムについて

～協働による地域の環境美化活動～

## 1 アダプト・プログラムとは

アダプトとは英語で「養子縁組」という意味で、道路などの公共物を養子にみだてて、市民が里親になって継続的に清掃美化を行い、行政がこれを支援するものです。

市民と行政の連携・協働による環境美化活動として多くの自治体で進められ、札幌市では清田区のほか、中央区、北区、東区、白石区、豊平区、西区で行われています。

●覚書の締結	=	活動実施団体と自治体間で締結
●市民、企業等が行うこと	=	清掃美化活動、活動報告
●自治体が行うこと	=	清掃用具の提供 ボランティア保険への加入 活動内容のPR 等

## 2 清田区アダプト・プログラムの概要

清田区では、平成22年9月から「清田区アダプト・プログラム」制度を開始しました。その概要は、以下のとおりです。

### (1) 対象範囲

清田区内の歩道スペース（概ね100m以上）

### (2) 対象団体

清田区内の企業、町内会、老人クラブ、NPO法人、ボランティア団体等

### (3) 活動内容及び回数

#### ア 活動

清掃活動

冬期間の砂まき

その他環境美化活動（例：草刈り、花植えなど）

※清掃活動は必須とし、その他は自由選択していただきます。

#### イ 回数

清掃活動について、冬期間を除き原則として月1回以上行っていただきます。（その他の活動については、特に制限は設けません。）

### (4) 清田区が行うこと

ア 清掃用具の提供（腕章、火ばさみ、軍手）

イ ボランティア袋の提供

ウ ボランティア傷害保険加入費用の負担

エ 実施団体の活動状況のPR

※ア～ウは、団体の意向に応じ実施。



### 3 アダプト・プログラム実施までの流れ

(1) 活動する方々と区役所との打ち合わせ

主に、以下の内容について区役所と協議して取り決めます。

- ① 活動する範囲（どこからどこまでにするか）
- ② 活動内容の確認（歩道上の清掃活動）
- ③ 活動の頻度と参加人数
- ④ 活動開始時期
- ⑤ 区の支援内容の協議 等

(2) 覚書の締結

区との協議が整いましたら、区と団体の役割分担や活動の内容、活動に当たって遵守する事項等を定めた覚書を双方の代表者間で取り交わします。

覚書の有効期間は年度末までとし、毎年度更新します。

(3) 活動の開始

覚書に基づき、活動を行っていただきます。

区役所から、活動に必要な用具などを提供します。

(4) 活動の報告

定期的に区役所に活動内容の報告を提出いただきます。

<お問い合わせ>

清田区市民部地域振興課 まちづくり調整担当

TEL 889-2024